

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年一月二十日提出

岐阜県知事　古田　肇

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例の適用期間を延長するため、この条例を定めようとする。